

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 電話	ものづくり支援課 671-3489	フリガナ 担当者名	ヤマザキ 山崎	カツヒサ 勝久
----------	---------	-----	------------	----------------------	--------------	------------	------------

設 計 書

1 委託名 中小企業人材確保支援事業における採用動画作成業務委託

2 履行場所 横浜市内ほか

3 履行期間 期間 年 月 日から 年 月 日まで

又は期限 期限 令和5年3月31日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現場説明 不要

要 (月 日 時 分 場所)

7 委託概要

別添 業務委託仕様書のとおり

動画撮影は1月中に7日間実施予定。

撮影日程は、委託者と受託者が協議の上調整する。

8 部分払

する (回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
委 託 代 金 額 (概 算 金 額)										
内 訳	業 務 価 格 (概算金額)	¥ () . -								
	消 費 税 相 当 額 (概算金額)	¥ () . -								

内 訳 書

名 称	形式寸法等	数量	単位	単価(円)	金額 (円)	摘 要
1 動画制作費		(50)	社			
2 撮影費用	1日あたり 8社程度	(7)	日			
小計						
2 消費税						小計×10%
合計						

委託業務仕様書

委託者は横浜市とする。

委託者及び受託者は、契約書及び約款に基づき、この委託契約の業務内容について、その詳細を次の通り定める。

1 件名

中小企業人材確保支援事業における採用動画作成業務委託

2 業務の目的

横浜市中心小企業人材確保支援事業へ求人掲載を行っている企業に対して、個社の採用動画を作成し、採用力を高め、中小企業の魅力を発信することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 業務内容

(1) 企画・構成

ア 受託者は、横浜市中心小企業人材確保支援事業へ求人掲載を行っている企業50社の採用動画を作成する。

イ 受託者は、動画構成案を作成し、動画の撮影の前に構成案について委託者と協議を行うこと。

ウ 50社分の採用動画は、各社最低90秒以上3分以内の内容とし、BGM素材、ナレーション素材、社員インタビュー（撮影対象者が撮影を希望する場合）で構成すること。

(2) 動画の撮影

ア 撮影対象者は50社を想定。

イ 撮影対象者の選定と出演交渉は委託者にて行う。

ウ 撮影対象者の決定後、撮影日時の調整は受託者にて行う。

エ 撮影は令和5年1月中旬から開始し、原則計7日以内で行う。

オ 撮影場所は本市が用意する会議室の1室にて行う。複数社を一度に会場に集め、撮影を行う。

カ 撮影に必要な機材の手配や当日の撮影などは全て受託者にて行う。

キ 撮影対象者に対して、求職者の特性や求職者が求めている情報等を提供することで、求職者へ訴求できる動画の撮影を行う。

ク 撮影対象者の業務に支障のないよう最大限配慮すること。

(3) 動画の編集

ア 撮影終了後、委託者と協議の上、受託者にて編集を行う。

イ 撮影動画は、BGM素材やナレーション素材、社員インタビュー等を使用し、求職者へ分かりやすく伝わる動画とすること。

ウ ナレーションを入れること。なおナレーション原稿は撮影対象者が用意する。

エ 動画には字幕を入れること。

オ 動画の編集にあたり2回まで内容確認及び修正指示の機会を設けること。

カ 撮影対象者への映像確認は受託者にて行うこと。

(4) 成果物について

ア 受託者は、撮影対象者に動画を納品するために、市が認める円滑なデータ管理が行えるクラウドシステム等を用意すること。

- イ 動画の画質はフルHD画質、1080pとし、ファイル形式は. mp 4 とする。
- ウ 成果物の納品は、令和 5 年 2 月 10 日までに行うこと。
- エ 成果物に不具合が生じた場合、双方で協議し、それが制作時に不良と認められる場合には受託者が無償で修正するものとする。

5 権利関係

- (1) 本件受託において、受託者は業務遂行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。成果物に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを委託者に報告し、納品後であっても、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を委託者に無償で譲渡し、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、成果物の全部又は一部に受託者が既に著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に委託者に通知し、当該著作権の取り扱いについては、協議の上、定めるものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任はすべて受託者が負うこと。
- (4) 受託者は、委託者が成果物に係る使用权を撮影対象者へ譲渡すること、及び撮影対象者が成果物を使用・修正することを許可する。

6 その他

- (1) 受託者は、契約後速やかに業務に着手し、令和 5 年 2 月 10 日までに納品を完了しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の進捗状況等について、委託者が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。
- (3) 動画の作成過程で委託者及び関係各局との打ち合わせにより、内容が変更になる可能性があるが柔軟に対応すること。
- (4) 当委託業務は、横浜市契約規則や委託契約約款のほか、本仕様書に基づき施行すること。なお、本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定する。
- (5) 受託者は、撮影対象者から撮影日時の変更相談があった場合は、予備日を用意する等して柔軟に対応すること。